

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

社会保障給付における無効確認訴訟の妥当性： 重婚的内縁関係にかかる遺族年金受給権訴訟を素材 とした一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): 社会保障, 遺族年金, 重婚的内縁関係, 無効確認訴訟 キーワード (En): 作成者: 倉田, 賀世 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.18956/00006162

社会保障給付における無効確認訴訟の妥当性

——重婚的内縁関係にかかる遺族年金受給権訴訟を素材とした一考察——

倉 田 賀 世

要 旨

従来、重婚的内縁関係にかかる遺族年金受給権に関する訴訟としては、もっぱら取消訴訟が用いられてきた。しかし平成18年にこの種の裁判では初めて無効確認訴訟が提起され、本案審理がなされている。本論文ではこの事案を素材として、社会保障給付に関わる訴訟における無効確認訴訟の妥当性を検討し、特に信義則の観点からこのような訴訟類型を適用することの是非を、これまでの先例を前提としつつ検討するものである。

キーワード：社会保障、遺族年金、重婚的内縁関係、無効確認訴訟

1. はじめに

わが国の民法は法律婚尊重主義を採用し、一夫一婦制を前提に形成されている。たとえば、重婚は民法732条に基づき禁じられており、同様に、一方配偶者による不貞行為は、民法770条により裁判離婚の理由となり得る。さらに、事実婚の夫婦間では一方配偶者が死亡した場合の法定相続権は認められておらず（民法890条）、死亡した被相続人が重婚的内縁関係状態にあった場合で、法律婚の妻と事実婚の妻の双方に子どもがいた場合、後者の子どもは父親の認知があったとしても、その法定相続分が嫡出子の半分になることが規定されている（民法900条4項）。

民法900条4項に対しては、憲法14条の平等原則に反する差別であるとの訴えがたびたび起こされている。直近では、2009年10月3日に最高裁判所がこの問題に対する決定を出している。決定では、裁判官の一人が違憲であるとし、もう一人が違憲の疑いが極めて強いとしたものの、法律婚尊重主義をとる民法の立場を考えた場合、法定相続分に格差を設けることには合理的な根拠があるとした1995年の先例¹⁾の見解が踏襲され、合憲との判断が下されている²⁾。

このように法律婚尊重主義を採用しているわが国の民法を前提とする限り、わが国の法制度には未だに封建的な家制度や家族というものが根強く残存しているかのように思われる。しか

しながら、わが国の法制度であっても殊に、対象者やその家族が有するニーズに着目し、そのニーズが充足されるようなサービスや財を、それを必要とする者に配分することを主目的とした社会保障法制においては、民法と比較した場合、より柔軟で現実的な解決が図られている。

その典型例は、公的年金制度や労働者災害補償制度などにおける遺族に対する生活保障という局面においてみられる、事実婚の妻にも遺族としての給付を認める取扱いである。たとえば、死亡した被保険者が重婚的内縁関係にあった場合、現行の法制度上、その者の死亡に係る給付は、当然に法律婚の配偶者に支給されるわけではなく、場合によっては事実婚の配偶者に支給される場合が生じる。どちらに支給されるかの決定にあたっては、どちらの配偶者の方が被保険者の生前、その者と一体化した生活を営んでいたのかという点や、その者の所得に依拠した生活を送っていたのかという観点が重要となる。

この問題については、すでに下級審・最高裁を含めて相当数の裁判例の蓄積がある。リーディングケースとされる昭和58年4月14日最高裁第1小法廷判決³⁾では、遺族共済年金につき法律婚尊重主義、および社会保障法的理念や目的に鑑みた場合、被保険者が死亡した場合の遺族補償における「配偶者」とは、「組合員との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実にいとなんでいたものと解するのが相当である」とし、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない」場合は、法律婚の妻であっても遺族給付を受けるべき配偶者には該当しない旨判示している。

その後平成17年4月21日に、長期にわたる別居期間にもかかわらず、法律婚の妻の配偶者性を認定した最高裁判例が出されているが⁴⁾、この事案においても同様の枠組みは維持されている。したがってこの問題に対しては、法律婚尊重主義に鑑みて原則として被保険者の法律婚上の妻を「配偶者」とするが、法律婚が形骸化しそれが固定化していると判断できるような特段の事情のある場合には、重婚的内縁関係者の「配偶者」性を認めるという判例法理が構築されてきていると言える。

いずれにしても、法律婚の配偶者のみならず、場合によっては事実婚の配偶者にも給付の途が開かれている点に、民法とは異なる社会保障法独自の存在意義があるといえることができる。

ところで、このような社会保障給付にたいする行政庁の決定は、一般に行政処分であると理解されている。行政処分のような行政庁の公権力の行使に関する不服があった場合、私人が提起しうる抗告訴訟（行政事件訴訟法3条1項）としては、①「処分取消の訴え」（2項）、②「裁決取消の訴え」（3項）、③「無効確認の訴え」（4項）、④「不作為の違法確認の訴え」（5項）がある。

これらのうち、重婚的内縁関係者の遺族年金について一方配偶者に支給決定処分がなされ、他方配偶者に不支給決定処分がなされた場合に、当該不支給処分を争う当事者が取り得る手段

は、①の「処分取り消しの訴え」か、③「無効確認の訴え」となる。なぜなら、②の「裁決取消の訴え」とは、行政事件訴訟法3条3項で言うところの、不服申し立てに対する「行政庁の裁決や決定その他の行為の取り消しを求める訴訟を」指すことから、行政処分の取消の訴えはこの規定に基づいては不可能であり、また、④の「不作為の違法確認の訴え」は、私人が何らかの申請をしたにも関わらず、相当期間がたっても行政庁が何らの処分をも行わない場合に、処分をしないことの違法性を争うものであることから、不支給処分という処分を得ている以上、これに基づいて訴訟を提起することもまた不可能だからである⁵⁾。従来の裁判では、このうちもっぱら処分取消しの訴えが利用されてきた。

処分取り消しの訴えとは、一応は有効とされている違法な行政処分につき一定の利害関係を有するものが（行政事件訴訟法9条1項）、処分または裁決のあったことを知った日から原則として六ヶ月以内に提起するものであるとされ、正当な事由がない限り裁決の日から一年を経過すると提起できないとされている（行政事件訴訟法14条1項2項）。なお、これに加えて遺族基礎年金および遺族厚生年金の不支給処分においては、審査請求前置主義（厚生年金保険法91条の3 国民年金法101条の2）がとられていることから、取消訴訟を提起する場合、それ以前に、審査請求あるいは再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経ていることが必要になる。

他方、無効確認訴訟は「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分もしくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達成することができない者」（行政事件訴訟法36条）が、違法性が重大であるなど一定の要件をみたす行政行為を公定力のない当然無効の行為であるとして提起するものである。それゆえ、このような甚だしい違法がある行政処分が国民に酷な結果をもたらすことを避けるために、無効確認訴訟では取消訴訟における出訴期間の制限や審査請求前置等の諸制約が適用されないことになっている⁶⁾。つまり、無効確認訴訟は厳格な訴訟要件を充足した場合にのみ認められる例外的な訴えであるといえる⁷⁾。したがって、これまでの重婚の内縁関係に係る遺族年金受給権訴訟において、無効確認訴訟が用いられることはなかった。

ところが、平成18年11月16日に名古屋地方裁判所で提起された厚生年金保険遺族給付不支給処分無効確認等請求事件⁸⁾では、この種の訴訟において初めて無効確認訴訟の提起が認められている。結果的に裁判所が原告の請求を棄却しているため、この訴訟により当事者の権利義務関係に変動が生じることはなかったが、社会保障給付にかかる訴訟において無効確認訴訟の提起を認めることの妥当性は、原告適格や訴えの利益などの訴訟要件充足性という形式的観点のみならず、対象となる社会保障給付の特質という観点からの検討も必要であろうと思われる。そこで以下ではこの裁判例を手がかりに、社会保障給付に関わる訴訟を無効確認訴訟として提

起することの是非を検討する。

2. 厚生年金保険遺族給付不支給処分無効確認等請求事件の概要

この事案の原告は、死亡した厚生年金被保険者と重婚的内縁関係にあった者である。死亡した被保険者は、昭和11年に一度目の婚姻をして以降、死別、再婚、再度の死別を経て、死亡に至るまでの間法律婚の妻となった者と昭和22年に再々婚し、一児をもうけている。しかしその後、昭和39年に法律婚の妻と別居し、原告である内縁の妻との同居を開始した。さらに、昭和41年には内縁の妻との間に子供が生まれ、その子を認知している。被保険者は、法律婚の妻との別居以降平成12年に死亡するまでの間、内縁の妻と38年間にわたり同居を続けていた。

このような状況のもとで被保険者が平成12年8月16日に死亡した。原告である事実婚上の配偶者は、被保険者の遺族として平成12年9月に、社会保険庁長官に遺族厚生年金等の裁定を請求した。一方、被保険者の法律婚上の配偶者も、ほぼ同時期に遺族厚生年金等の裁定を請求した。これに対して社会保険庁長官は、法律婚上の配偶者に遺族厚生年金の支給決定をする一方で、原告である事実婚上の配偶者に対しては遺族年金の不支給決定を行っている。原告はこの処分を不服として、審査請求を経ることなく平成17年5月13日に不支給処分の無効確認訴訟を提起した。

裁判において原告が主張したのは、①、本件処分における原告が死亡した被保険者の配偶者ではない旨の認定には重大かつ明白な瑕疵があり無効である。②、原告を死亡した被保険者の「配偶者」でないとした各処分の認定に重大かつ明白な瑕疵がある。③、法律婚上の妻と死亡した被保険者の間の生計維持要件該当性判断につき重大かつ明白な瑕疵がある。④、本件各処分に手続き上重大かつ明白な瑕疵があるという4点である。これらの請求に対して裁判所は、以下の理由に基づき、いずれも理由がないとして原告の請求を棄却している。

すなわち裁判所は、争点①については、厚生年金保険法および国家公務員共済法ならびに通算年金通則法上の「配偶者」とは原則としては「戸籍上の配偶者が遺族厚生年金の受給権者としての「配偶者」に該当するものと解すべきである」が「婚姻関係が全く実体失って形骸化し、かつその状態が固定化して近い将来解消される見込みがないと認められる」場合にのみ「重婚的内縁関係にある者が遺族年金の受給権者」に該当し得るとし、形骸化の有無については、別居の経緯、別居期間離婚の意思等を「総合的に考慮して判断すべきである」とした。その上で判断にさいしては、「法律婚主義をとるわが国法制度ならびに厚生年金保険法等の」趣旨および解釈に照らすと「まづもって当該配偶者（法律婚の妻）自身のそれについて決定すべきものであって」「相対的に判断すべきものとは解されない」ので、配偶者性を相対的に判断すべきという原告の主張は採用できないとした。

次いで争点②については、死亡した被保険者と法律婚上の妻との別居の経緯・別居期間・経済的依存の状況・言動等の認定事実に基づき、社会保険庁長官が死亡した被保険者と法律婚上の妻との「婚姻関係が全く形骸化し、事実上の離婚状態にあるものと判断せず」、法律婚上の妻を「本件各遺族給付の給付対象者たる配偶者と認め、原告を上記配偶者と認めなかったことについて重大かつ明白な瑕疵があるとは認められない。」と述べた。さらに争点③に対しては死亡した被保険者と法律婚上の妻「との婚姻関係が全く形骸化して事実上の離婚状態にあったと認定する事ができない経緯、状況にある」以上、社会保険庁長官らが法律婚上の妻に「ついて給付要件該当性を認めて各遺族給付の給付対象者と認め、その反面として原告を上記給付対象者と認めなかったことに過誤や違法は認められない」とした。最後に④については、「法律婚主義を原則とするわが国の法制度の下においては」、「配偶者要件該当性を、法律婚の婚姻関係の実態と重婚的内縁関係の実態とを比較して決すべきものでないと解するのが相当である」。「そして、遺族年金等の給付が遺族の生活保障のための性格を有していることに照らすと、その支給に関する決定は速やかになされる必要があると解される」。よって、まず戸籍上の配偶者について「婚姻関係の実態を調査し、なお不明な点がある場合には内縁関係にある者に対しても調査を行うとしていること」には合理性があり、本件において「社会保険庁の担当者らが死亡した被保険者と法律婚上の妻の婚姻関係が全く実態を失って形骸化し、事実上離婚状態にあるとは認められないと判断し、それ以上原告に対する調査を行わなかったことについて、その調査手続き上重大かつ明白な瑕疵があったとはいえない」とした。

この事案において裁判所は、先例における戸籍上の妻との婚姻関係が実体を失って形骸化した場合のみ例外的に法律婚の妻の配偶者性を否定するという判断枠組みを踏襲して、原告の配偶者性を否定している。すなわち、①別居の経緯②別居期間③婚姻関係を維持する意思の有無ないし離婚のための努力の有無、④別居後における婚姻当事者間の音信・訪問の状況⑤重婚的内縁関係の固定性等を総合的に考慮した結果、原告には例外的に重婚的内縁関係者を配偶者とすべき特段の事情がないと述べている。この判断基準は、これまでの先例⁹⁾と重なるものであり、行政実務上の基準¹⁰⁾とも一部同様のものである。

具体的当てはめにおいて本件では経済的依存関係、音信訪問、離婚合意の有無が法律婚の妻の配偶者性を認定する重要な要素になっているものと思われる。経済的依存関係についてはこれを重視した場合、扶養義務を遺棄している方が法律婚の破綻を認定されやすくなるため批判があるところであり¹¹⁾、また、離婚合意の有無については下級審での位置づけが異なるところであるが¹²⁾、法律婚尊重主義を建前とし、事実婚の妻と法律婚の妻との間での配分的な解決¹³⁾を認めない現在の法制度、および、実質的な夫婦関係は希薄化していても形骸化が断定できない限り法律婚の妻を配偶者とする傾向のある先例¹⁴⁾を前提とする限り、本件判旨の判断は妥当と言い得るであろう。

3. 無効確認訴訟の妥当性

3-1 無効確認訴訟の要件と行政訴訟における信義則適用の可否

前述のとおり、重婚的内縁関係の遺族補償に係るこれまでの訴訟においては取消訴訟が用いられてきたのに対して、本件では無効確認訴訟が用いられている。そこで以下では、本件における無効確認訴訟の妥当性につき検討したい。上述したように、無効確認訴訟においては行政事件訴訟法36条に基づき原告適格が限定されていることから、まず訴訟提起者がこの要件を充たすかが問題となる。36条の要件をどのように解するかについては学説・判例上争いのあるところであるが¹⁵⁾、本件では明示されていないものの、原告の要件該当性が認められることを前提とした上で、具体的に処分¹⁶⁾の違法性判断を行っているものと思われる。

そこでまず原告の訴訟要件該当性を検討すると、行政事件訴訟法36条の「法律上の利益を有する者」とは判例上、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、または必然的に侵害されるおそれのある者をいう」¹⁶⁾とされており、学説上も、侵害的処分¹⁷⁾の名宛人が原告適格を有することに異論はないとされている¹⁷⁾。よって事実婚の妻である原告がこの意味での原告適格を有することは明らかである。

一方、36条後段の「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達成できないもの」については、無効を前提とする民事訴訟や当事者訴訟によっては被っている不利益を排除できない場合と解されている¹⁸⁾。この点につき原告は、本件処分の無効を前提とした民事訴訟（ex法律婚の妻に対する不当利得返還請求）を提起することができず、また、本件不支給処分により遺族年金受給権がいまだ具体的に生じていない状況であることから、当事者訴訟によって直接、給付を請求することもできないものと解される¹⁹⁾。よって、従来の判例・学説に基づくかぎり原告は行政事件訴訟法36条の要件を充たすことになり、無効確認訴訟の提起が認められることになる。

原告の訴訟要件該当性が認められた場合、次に、本件処分が無効といえるかが問題となる。従来の判例・学説上では、無効な行政処分と単なる違法を有する取消すべき行政処分とを実体的な観点から区別するために、当該行政処分に「重大かつ明白な瑕疵」がある場合に限り、当該処分を無効としている。ここで言うところの「重大かつ明白な瑕疵」については、とくに明白性につき議論があり、最高裁では「処分庁の認定につき、処分の成立当初から誤認であることが外形上、客観的に明白である場合を指」ずとしているが²⁰⁾、その具体的あてはめについては必ずしも統一されているわけではない²¹⁾（たとえば、その後の最高裁判例においては明白性の要件に言及せず²²⁾に処分の無効を認定したものもある²³⁾）。

このような判例・学説を前提に本件を見た場合、原告が瑕疵があったと主張する1、配偶者性の認定2、補助参加人の生計要件該当性判断3、配偶者の認定における原告側の調査につい

ては、事柄の性質上いづれも仮に瑕疵が存在したとしても、その瑕疵が誰の目から見ても一見して明白であるとまでは言えないような事柄であり、また、判断および調査を行う場合に、行政庁がどのような判断基準を設定し調査を行うかに関しては、行政庁の合理的な裁量が認められると考えられることから、本件で裁判所が社会保険庁長官らが行った処分が無効とはいえないとしたことは妥当であると思われる。

ところで、無効確認訴訟は「本来ならば、出訴期間内に取消訴訟によるべきであったにもかかわらずこれをしなかった者について」「特別の救済」が必要と認められる場合にのみ許容されるべき訴訟類型であるとされる²³⁾。また2004年の行政事件訴訟法改正において「救済の拡充」が計られているが、これはあくまで、行政処分性や原告適格要件との関連で従来救済を受けることが困難であったが、本来救済を受けるべき者が救済を受けられるようにしようという趣旨であるものと考えられる²⁴⁾。

このような無効確認訴訟の趣旨は、たとえば、本来取消訴訟を提起すべき処分の適法性につき無効確認訴訟が提起された場合、訴訟要件該当性判断で退けられるか、あるいはこれを充たしても、処分の瑕疵の重大性や客観的明白性といった判断基準に基づき結局は請求が棄却されることにより保障されている。しかし、社会保障給付に関わる行政処分に関しては、これでは不十分な場合があり得る。たとえば、本件において原告は不支給決定処分後、審査請求を行わず、しかも4年以上経過してから訴訟を提起している。その理由は判旨からは明らかでないものの、このような場合にも無効確認訴訟を認め本案審理を行った上で棄却するとなれば、第3者（ここでは法律婚上の妻）の法的安定性を脅かす可能性が無期限に生じ得ることになる。特に本件のように生活保障を目的とする金銭給付に関しては、このことが利害関係人に及ぼす不利益性は通常の行政処分の場合と比較しても大きいものと考えられる。

そこで本件のような場合、行政事件訴訟法36条の訴訟要件該当性判断および処分の適法性判断のみによることなく、無効確認訴訟の妥当性につき信義則違反という観点からも検討を行うべきではなかったかと思われる。信義則違反については、学説上、民法1条2項のような明文の規定の有無を問わず、法の一般原理として公法の領域においても適用し得ると解する学説があり²⁵⁾、さらに、「行政事件に関して同法に定めのない事項については民事訴訟の例による（行政事件訴訟法7条）」という規定を根拠に、「行政訴訟における信義則の適用可能性」は許容されているとする学説もある²⁶⁾。このように、行政訴訟においても信義則の適用が可能であるとした場合、次に、本件におけるような場合に、無効確認訴訟を提起すること自体を信義則違反との関係でどのように捉えるのが問題となる。従って以下ではこの点に関する先例を概観し、それを前提として本件での無効確認訴訟の適否を検討する。

3-2 無効確認訴訟の提起と信義則違反が争われた先例ならびに本件へのあてはめ

これまでの裁判例において、無効確認訴訟の提起自体を信義則違反とすることについて否定的な見解を示すものは3件見受けられる²⁷⁾。すなわち、一つは父親により国籍回復許可処分の申請がなされ、いったん日本国籍の回復許可が出た原告が6年後に許可処分の無効確認を求めた訴訟²⁸⁾である。この事案では、原告が6年間にわたり国籍回復許可処分のあることを知りつつ、これを利用して日本人として行動してきた事実が信義に反するものであり、無効確認訴訟が認められないか否かが問題となっている。裁判所は、原告は「許可申請書の作成に全く関与しておらず」、申請をした父親の「盲愛に引きずられて、暫く既成の事実を目を閉じる心境に達した」ものであり、申請が「全く同原告の意思に基づかないのであるから本来無効の行為である」ので、国籍回復許可処分を知った後の原告の態度を前提にしてもなお無効確認訴訟の提起が認められるとしている。

次いで、土地の上に建てられた建物の占有者の申請に基づいて行われた土地の買収処分に対する土地所有者の無効確認の訴えにつき、所有者が買収計画に対する異議申立棄却決定に対する訴えを行った後これを取り下げた上で、再度、無効確認訴訟を提起した事案²⁹⁾がある。この事案では「原告の訴願取消を以て村農地委員会の異議棄却の決定に服し買収計画の正当性を承認し、且つ訴願と同一内容の主張一切を抛棄したものと見るのは無理であって（中略）元来無効なる行政処分は異議訴願を俟たず直ちに訴えに依りその確認を求め得るのであるから、本件の場合に禁反言の原則をあてはめるのは適当でな」として、原告の訴えの取り下げ後の無効確認訴訟の提起を認めている。この事案は、真の所有者以外の者が行った申請に基づく行政処分という、最高裁の言うところの「処分庁の認定につき、処分の成立当初から誤認であることが外形上、客観的に明白である場合」に該当し得ると考えることが可能であり、また、訴えの取り下げについても、民事訴訟法上、終局判決があった後に取り下げた場合でない限り再度の訴訟提起を排斥する効果は有しないことから、裁判所の理由付けが妥当であることは論を待たないであろう。

無効確認訴訟の提起が信義則違反に当たらないとする最後の事案³⁰⁾は、戦後、占領軍総司令部の指令に基づく農地買収手続において、控訴人である大阪府・大阪市らが被控訴人の住所を調べて買収令書を交付すべきところ、それを公告に代えて行った土地買収処分の有効性が争われた事案である。この事案では事後的に公告以外の方法により当該土地の買収処分を知った被控訴人が、適正な手続により買収処分がなされたという誤った理解のもと、買収の対価を受領し、当該土地の買い受け、転用に同意し3年経過した後に行った、そもそも公告は要件を欠くものであるから無効であり、それに基づく土地買収処分は無効であるという主張に対して、信義則に反するという控訴人の主張が棄却された事案である。この事案においても、行政庁の行った買収令書の交付に代えた公告が要件を充足しないという重大かつ明白な瑕疵が認められ、そ

の結果、すでに当該土地につき新たな利害関係者が複数いるにもかかわらず、行政処分の無効が認められている。

一方、裁判例の中には行政処分後、原告の行った無効確認訴訟の提起が信義則に反するとした事案もある³¹⁾。この事案においては、定員法に基づいてなされた国鉄職員の免職処分を行政処分であると解した上で、退職手当や退職一時金、退職年金を受領し、その後9年半が過ぎてから提起された免職処分の無効確認訴訟の適否が争われている。裁判所は、定員法に基づく処分としての免職は早期の不可争力を生じせしめ、法的安定性を求める目的を有するものであること、および、9年半にわたって行動を起こさなかった原告の態度と、それに基づく相手方の信頼利益の保護の必要性に言及し、原告らの訴えを信義則に反する訴権の行使であるとして却下している。

このように、無効確認訴訟の提起が信義則違反に当たるか否かに関する裁判所の判断は分かれているが、全体を概観した場合、信義則違反を認めなかった事案は、そもそも前提となる行政処分に重大かつ明白な瑕疵があることが明らかであり、無効な行政処分であることが客観的に判断できる事案であるといえる。一方信義則違反を認めた事案は、免職処分それ自体に重大かつ明白な瑕疵は認められず、むしろ、行政処分の目的や当該処分が無効となる場合の利害関係者の利益衡量が判断を左右しているように思われる。

これらを前提に本件での無効確認訴訟提起の妥当性を信義則との関係で考えてみた場合、以下のような指摘が可能であろう。すなわち、重婚的内縁関係における遺族年金受給権裁定処分では、各裁判所の実事認定および判断基準に処分の前提となる配偶者性判断が左右されるところが大きく、未だ客観的一義的な判断基準が確立されていない。したがって、一方の配偶者性を認定し、その結果他方の配偶者性を否定する行政庁の処分に、いずれの目から見ても重大かつ明白な瑕疵があると一義的に判断することは非常に困難であるといえる。ここから無効確認訴訟の提起に信義則違反を認めなかった前述の3つの判例のように、もっぱら行政処分に至るまでの過程に明らかな無効原因があることに着目して裁判所が判断を行うことは、事実上不可能であることになる。そうであるとすれば、後者の判例の判断枠組みに則り、行政処分の目的や利害関係者の比較衡量にもとづき無効確認訴訟の提起を認めるか否かを決定するという判断枠組みの方が、本件には適合的であることになる。

後者の判断枠組みに従って本件を検討した場合、遺族年金受給権に係る行政処分については簡易迅速な解決を目指して審査請求前置主義が取られており³²⁾、法的安定性を図ることが指向されていること。また、仮に無効確認訴訟の提起を認めると、すでに遺族年金を受給している他方配偶者の利益を損なう可能性を無制限に認めることにつながりかねないことなどから、本件においても信義則違反により無効確認訴訟の提起が認められない可能性は、少なからず存在するものと思われる。

行政訴訟における信義則の適用については、一般的に行政の信頼利益保護の必要性が私人と比較すると認められにくいことや、これが安易に認められると、憲法32条で認められている裁判を受ける権利を制限することにつながるなどから、その適用につき慎重であるべきことは言うまでもない。しかし、この点を顧みてもなお本件のような遺族年金受給権に係る行政処分に関しては、上述のような裁判例の傾向、および、生活保障という給付目的を鑑みた場合、無効確認訴訟の提起を認めることにはより慎重な姿勢が求められるものとする。

注

- 1) 最大判平成7年7月5日(民集49巻7号1789頁)。
- 2) 2009年10月3日付の朝日新聞朝刊より。
- 3) 重婚の内縁関係が生じている場合につき、戸籍上の配偶者であっても事実上の離婚状態にあるならば、農林漁業団体職員共済組合法24条1項にいう「配偶者」にはあたらないとした事例最1小判昭和58年4月14日(民集37巻3号270頁)。
- 4) 私立学校教職員共済法に基づく退職共済年金の受給権者であった男性が死亡した場合に遺族共済年金の支給を受けるべき配偶者にあたるのは内縁関係にあった女性であるとされた事例。最1小判平成17年4月21日(判時1895号50頁)。
- 5) 藤田宙靖『行政法』財団法人放送大学教育振興会、1993年、99-100頁。
- 6) 藤田・前掲注(5)68頁。芝池義一編『判例行政法入門第2版』有斐閣、1998年、51頁。
- 7) 大田直史「第2節 その他の抗告訴訟」室井力 芝池義一 浜川清編『行政事件訴訟法・国家賠償法』日本評論社、2003年、314頁。
- 8) 名古屋地判平成18年11月16日(判タ1272号79頁)。
- 9) 東京地判平成16年3月19日(判時1866号34頁)。
- 10) 社会保険庁昭和55年5月16日第13号通知。
- 11) 本澤巳代子「国家制度間における「配偶者」規定」『社会保障法のプログラマティック』、法律文化社、2008年、81頁。
- 12) 須藤陽子「私立学校教職員共済制度の加入者が重婚の内縁関係にあった場合に、遺族共済年金の支払を受けるべき配偶者に当たるのは内縁の妻であるとした事例」『判例評論』、556号、2005年、183頁以下。
- 13) 二宮周平『事実婚の現代的課題』、日本評論社、1990年、128頁。
- 14) 厚生年金保険の被保険者と約28年間同居していた内縁の妻が、被保険者には法律婚上の妻がいることを理由としてされた遺族年金を支給しない旨の処分の取消を求めたものの、法律上の妻との間が事実上の離婚状態に当たらないとして請求が棄却された事例 東京地判平成1年9月26日(判タ741号103頁)。法律婚との妻の別居期間は30年余に及ぶものの、被保険者との婚姻関係が形骸化していなかつ

たとして、内縁の妻の厚生年金保険法に基づく遺族年金請求が棄却された事例 東京地判平成2年11月20日（判タ763号211頁）。

- 15) 大田直史「無効確認の訴えの原告適格」室井力 芝池義一 浜川清編『行政事件訴訟法・国家賠償法第2版』、日本評論社、2006年、377頁。
- 16) 設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民と原子炉設置許可処分が無効確認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に、設置許可申請に係る原子炉(高速増殖炉)から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民が右原子炉の設置許可処分の無効確認を求めるにつき行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当するとされた事例 最3小判平成4年9月22日（民集46巻6号571頁）。
- 17) 塩野宏『行政法Ⅱ 第4版』、有斐閣、2008年、105-106頁。
- 18) 大田・前掲注（15）377頁。行政事件訴訟法三六条にいう「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とは、当該処分に基いて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被りている不利益を排除することができない場合ももとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、右の当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えの方がより直せつ的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味するとした事例 最3小判平成4年9月22日（民集46巻6号1090頁）。
- 19) 国民年金法一九条一項所定の遺族は、社会保険庁長官による未支給年金の支給決定を受けるまでは、死亡した受給権者が有していた未支給年金に係る請求権を確定的に取得したということとはできず、同長官に対する支給請求とこれに対する処分を経ないで訴訟上未支給年金を請求することはできないものとした事例 最3小判平成7年11月7日（民集49巻9号2829頁）。
- 20) 行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならず、ここに重大かつ明白な瑕疵というのは「処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な瑕疵がある場合」であり、それは「外形上、客観的に」決すべきとした事例 最3小判唱和36年3月7日（民集15巻3号381頁）。
- 21) 塩野宏『行政法Ⅰ 第4版』、有斐閣、2008年、149頁。
- 22) 所得税法上の課税処分に関して、処分に重大な瑕疵があるとしたものの、瑕疵の明白性には言及することなく無効でないとした原審を破棄差し戻した事例 最判昭和48年4月26日（民集27巻3号629頁）。
- 23) 塩野・前掲注（21）147頁。
- 24) 例えば「行政訴訟検討会の「考え方」をめぐって」『ジュリスト』1263号、2004年、6頁以下を参照のこと。
- 25) 金子宏『租税法11版』、弘文堂、2006年、134頁
- 26) 乙部哲朗『行政法と信義則』、信山社、2000年、284頁。
- 27) 乙部・前掲注（26）308頁。

倉田 賀世

- 28) 東京地判昭和24年4月6日(行月23号275頁)。
- 29) 宇都宮地判昭和26年2月1日(行集2巻2号148頁)。
- 30) 大阪地判昭和34年1月13日(判タ118号79頁)。
- 31) 東京地判昭和45年6月30日(判タ251号237頁)。
- 32) 加藤智章他『社会保障法第4版』、有斐閣、2009年、55頁。

(くらた・かよ 外国語学部講師)